

平成27年度（第8回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成27年11月11日（水）

第8回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成27年11月11日(水) 午前10時～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西謙讓

議 事

第42号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第46号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第47号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第48号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

出席委員

| | | | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 宇井良子 | 2番 | 尾鷲壽夫 | 3番 | 吉川きり子 | 4番 | 小山喜行 |
| 5番 | 坂田完爾 | 6番 | 阪田洋好 | 7番 | 坂本渡 | 8番 | 芝崎憲年 |
| 9番 | 鈴木利朗 | 10番 | 竹田敏明 | 11番 | 地當博己 | 12番 | 角是明 |
| 13番 | 中谷清可 | 14番 | 中村省一 | 15番 | 西謙讓 | 16番 | 西豊 |
| 17番 | 東地寧司 | 19番 | 福島雄一 | 20番 | 増本昌弘 | 21番 | 山下敏文 |
| 22番 | 吉井孝夫 | | | | | | |

欠席委員

18番 平崎茂樹

出席した職員

平松局長、島野、松山

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>皆さんおはようございます。本日もお忙しい中ご出席頂きまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日は午後から研修会があり、丸1日農業委員会の業務でつぶれてしまうことになりまして申し訳なく思いますが、皆さんよろしくお願ひします。</p> <p>それではただいまから、平成27年度第8回串本町農業委員会定例会を始めます。</p> <p>本日の欠席届の出ている方は、18番平崎委員です。会議録の署名委員は、14番中村委員、16番西豊委員です。お二方よろしくお願ひします。本日の議案は7件です。スムーズな議事進行にご協力よろしくお願ひします。</p> <p>それでは早速議題に入ります。議案第42号、農地法第2条の農地でない旨の証明願を議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願ひします。</p> |
| 事務局 | (議案書に従い朗読) |
| 議長 | それでは、現地調査委員の報告をお願ひします。 |
| 芝崎委員 | 8番、芝崎です。 |
| 議長 | 8番、芝崎委員。 |
| 芝崎委員 | (担当委員の現地調査報告) |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>なしの声がありましたのでお諮りをします。</p> <p>本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | 異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決 |

| | |
|------|--|
| | <p>定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | (議案書に従い朗読) |
| 議長 | 続きまして現地調査委員の報告をお願いします。 |
| 増本委員 | 20番、増本です。 |
| 議長 | 20番、増本委員。 |
| 増本委員 | (担当委員の現地調査報告) |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ないようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>異議なしの声多数につき、本案については、原案通り承認することに決定致しました。次へ参ります。議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | (議案書に従い朗読) |
| 議長 | 続きまして現地調査委員の報告をお願いします。 |
| 地當委員 | 11番、地當です。 |
| 議長 | 11番、地當委員。 |

| | |
|------|---|
| 地當委員 | (担当委員の現地調査報告) |
| 議長 | ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。 |
| 小山委員 | 〇〇〇の方ですけど、ここまで距離がありますが、できるんでしょうか。 |
| 議長 | 事務局。 |
| 事務局 | <p>現地の方で会長からも質問を受けました。確かに〇〇〇から現地まで数十キロという距離があります。まず今回の譲受人と譲渡人の関係なんですが、親戚関係にあります。譲渡人は〇〇〇でもう帰ってくる予定もないため、親戚である少しでも距離の近い〇〇〇在中の譲受人に、家も含めて譲り渡すということです。譲受人は、現在〇〇〇で会社員をしております、すぐにこちらへ引っ越してくるというわけではないのですが、家の管理も含めてこちらへ来て、農地の管理・耕作をしていくということでもあります。作物はみかんということで、そんなに常に手入れが必要ということでもないのかなと思います。</p> <p>通作距離の基準について、決まりというか目安みたいなものはないのかということについて、会長からもご質問頂いて、調べてみたところ、特に法的に定められた基準などは無いようです。農業委員会単位で、目安というものを設定しているところもあるようですが、何km以内でなければならぬというものは無いようです。当農業委員会も特段定めが無いので、ただいまご説明させて頂いた内容から、総合的にご判断して頂ければと思います。</p> <p>そして今回申請書に加えて、本人から、距離が離れていますが、申請地の農地を適正に維持管理していく旨の誓約書もあわせて提出されております。</p> |
| 議長 | 今までもこのように距離が離れているケースもあったかと思いますが、その都度内容で判断してきました。作物によっては、果樹・みかんとかはしょっちゅう手を加えないと駄目というものでもないし、家もあるので泊まり込みで作業もできるのかなとは思っております。 |
| 坂田委員 | 5番。 |

| | |
|------|--|
| 議長 | 5番、坂田委員。 |
| 坂田委員 | 地図の図面の白塗りの部分は、申請者の自宅ですか。 |
| 事務局 | そうです。 |
| 吉川委員 | 3番。 |
| 議長 | 3番、吉川委員。 |
| 吉川委員 | この申請地は以前〇〇〇さんが借りて作っていたところですね。 |
| 地當委員 | この土地は以前〇〇〇さんが借りて、一時期山羊を飼っておりました。ですがその山羊が犬にかまれて死んでしまいました。それ以降何も利用されておられません。 |
| 吉川委員 | 所有者から返して下さいと言われて、返したそうです。 |
| 宇井委員 | この土地は私も知っています。そして私はみかんも栽培しているんですが、本当に栽培するとなったらかなり大変だと思います。特に猿や鹿など獣害対策が大変。現場は鹿の糞だらけです。果たしてそこに住みもしないで、継続して営農していけるのかどうか疑問です。1回は植えたとしても。こういうことでも許可という風になっていくんですかね。たまにやって来て勝手に育っていくもんじゃないと思うんですよ。 |
| 議長 | 鳥獣害なんですけど、担当委員からも話があったように、大変かなあとと思うところですよ。ただまあ本人があくまでやりますと言っているんで、いやあやらんやろということも中々言えないかとも思います。 |
| 事務局 | 宇井委員ご指摘のとおり、みかんだからと言ってそんな簡単にできるものではないし甘くないと思います。我々現場に行ったときも、確かに鹿の糞がすごかったです。ただし所有者は〇〇〇在住で、どうもこうもできないという状況です。以前〇〇〇さんが借りられていたという話でしたが、今現在は家も含めてほったらかしの状況です。吉川委員言われましたように、地元の農業者の方に貸してもらえたら、それが一番良いのかなと思いますが、中々すぐに借り手がうまく見付かるかどうか、あるいは値段で合 |

| | |
|------|---|
| | <p>意できるかという問題があります。特に今回は貸し借りではなく、家も含めてもう売り払いたいという所有者の意向でありますので、少しでも近い〇〇〇の親戚に所有してもらう方が、まだ良いのかなとは事務局で考えております。</p> |
| 尾鷲委員 | <p>2番。</p> |
| 議長 | <p>2番、尾鷲委員。</p> |
| 尾鷲委員 | <p>私をはじめにこの議案を見たときに、〇〇〇で管理できないから少しでも近くの親戚の人に譲り渡すんだなと思いました。これからもこういった案件は増えてくると思います。〇〇〇で全く目の届かない人が持っているよりも、少しでも近くの人で管理してもらう方が良いと思うので、賛成です。</p> |
| 議長 | <p>他にご意見ございませんか。</p> |
| 吉川委員 | <p>この案件についてだけということではないんですが、貸してほしいというニーズはある中で、借り手・貸し手の登録をもうちょっとしっかり役場の方でやったらどうですか。</p> <p>農地中間管理事業というのもまだまだ知らない人が多い。</p> |
| 事務局 | <p>農地中間管理機構へ預けるということはまず置いて、役場や JA などが間に入ってマッチングを行うということも出来ますので、役場や JA などで、相談カードなども備え置いて、そういったニーズのある農地を把握して情報共有しようという話にもなってきておりますので、そういったお話があれば役場や JA などをご紹介頂ければと思いますのでよろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>皆さんそういった話ですので、よろしくお願ひします。</p> <p>他にご質問等ございませんか。無いようですのでお諮りをします。まず反対の方ございませんか。</p> <p>反対の方もおられないようなので、本案件につきましては、原案通り承認可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>異議無しの声多数につき、本案については、原案通り承認することに決定致しました。次へ参ります。議案第45号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(議案書に従い朗読)</p> |
| 議長 | <p>続きまして現地調査委員の報告をお願いします。</p> |
| 中谷委員 | <p>13番、中谷です。</p> |
| 議長 | <p>13番、中谷委員。</p> |
| 中谷委員 | <p>(担当委員の現地調査報告)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p> <p>この場所は、前回あるいは前々回の定例会でも太陽光発電で申請が上がってきており、そのめぐらの場所です。わたしもわたしもと言った具合に、おそらく申請がなされたのかなあとと思います。</p> <p>何かご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>なしの声がございましたので、お諮りを致します。本案については、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p> |
| 議長 | <p>異議無しの声多数でございます。本案については、原案通り承認可決することに決定致しました。</p> <p>次へ参ります。議案第46号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題とします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(議案書に従い朗読)</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | 続きますして、現地調査委員の報告をお願いします。 |
| 中谷委員 | 13番。 |
| 議長 | 13番、中谷委員。 |
| 中谷委員 | (担当委員の現地調査報告) |
| 議長 | ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。 (なしの声) |
| 議長 | なしの声がございましたので、お諮りを致します。本案については、原案通り承認することにご異議ございませんか。 (異議無しの声) |
| 議長 | 異議無しの声多数でございます。本案については、原案通り承認可決することに決定致しました。 次へ参ります。議案第47号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題とします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。 |
| 事務局 | (議案書に従い朗読) |
| 議長 | 続きますして、現地調査委員の報告ですが、担当委員は平崎委員になっております。しかし今回平崎委員が欠席されておりますので、一緒に現地調査をした地當委員から現地調査をして頂きます。11番、地當委員。 |
| 地當委員 | (担当委員の現地調査報告) |
| 議長 | ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、ご意見ご質問のある方ございませんか。 |
| 吉井委員 | 亡くなった方の弁護士から申請が来ているようですが、相続人はおられ |

| | |
|------|---|
| | ないんですか。 |
| 議長 | 事務局。 |
| 事務局 | ご結婚もされておられなくて、他にご兄弟などもおられないということで、相続人がおらず弁護士さんから申請が来ています。 |
| 吉井委員 | 埋め立てられてしまっているということですが、この後はどのように利用されるというのは伺っているんですか。 |
| 議長 | 事務局。 |
| 事務局 | 今回の2条申請と一緒に、公正証書いわゆる遺言書も一緒に提出されておりまして、詳しく事情をご説明しますと、農地や家屋敷、又は預貯金などの財産も含めて、相続人がいないということで、ユニセフに寄付したいという故人の意向でありました。その遺言を受けまして、弁護士が遺言を執行すべく申請に至っているんですが、今回の申請地につきましては、農地でありまして、土地・農地をそのまま寄付と言われてもユニセフは受け取れないということらしいです。ですので、今回2条申請により農地法を外して頂いたうえで、買い手もすぐ見付からないだろうということから、弁護士が購入するような形をとり、その買取代金をユニセフに寄付したいということでありました。その後の土地利用につきましては、まだ決まっていないという状況でございます。 |
| 議長 | よろしいですか。他にございませんか。 |
| | (なしの声) |
| 議長 | なしの声がございましたので、お諮りを致します。本案については、原案通り承認することにご異議ございませんか。 |
| | (異議無しの声) |
| 議長 | 異議無しの声多数でございます。本案については、原案通り承認可決することに決定致しました。 次へ参ります。議案第48号、農地法第2条の農地でない旨の証明願に |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>ついてを議題とします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p> <p>(議案書に従い朗読)</p> |
| 議長 | <p>続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。</p> |
| 東地委員 | <p>17番。</p> |
| 議長 | <p>17番、東地委員。</p> |
| 東地委員 | <p>(担当委員の現地調査報告)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>なしの声がございましたので、お諮りを致します。本案については、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p> |
| 議長 | <p>異議無しの声多数でございます。本案については、原案通り承認可決することに決定致しました。</p> <p>以上で本日予定しておりました議案は全て終了致しました。ありがとうございました。以上をもちまして、第8回農業委員会定例会を終了致します。</p> <p>(定例会終了後、午後から那智勝浦町にて農業委員研修会に参加)</p> <p style="text-align: right;">午前11時10分 定例会終了</p> |